

生駒市水道事業管理規程第9号

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成24年6月29日

水道事業管理者 古川 文男

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

(3) 災害派遣業務手当

別表第3に次のように加える。

3	災害派遣業務手当	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（特別区を含み、本市を除く。以下同じ。）の区域内において、当該市町村の事務遂行の支援に関する業務に従事した職員	日額	1,000円（心身に著しい負担を与える業務に従事したと管理者が認める場合にあつては、1,000円を加算する。）
---	----------	---	----	---

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。